

**国見ヶ丘地域包括支援センター
介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント 重要事項説明書**

令和 年 月 日

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供にあたり、重要事項を次のとおりに説明します。

1 法人及び事業主体		区 分	内 容
法人	名称	社会福祉法人東北福祉会	
	所在地	宮城県仙台市青葉区国見ヶ丘六丁目149番地1	
	代表者	理事長 中里 仁	
	電話番号	022(303)0086	
事業所	名称	国見ヶ丘地域包括支援センター	
	指定年月日	平成18年4月1日	
	仙台市指定番号	0405100116	
	利用定員	—	
	所在地	宮城県仙台市青葉区国見ヶ丘七丁目141番9号	
	管理者	猪俣 敦子	
	通常の実施区域	吉成中学校区、中山中学校区	
	電話番号	022(303)3805	
	ファクシミリ番号	022(303)3803	
メールアドレス	moumou@sendan.or.jp		

2 事業の目的及び施設運営方針	
(1) 事業の目的	事業者は、利用者の委託を受け、介護保険法令の趣旨に沿って、介護予防サービス計画の作成を支援し、介護予防サービス等の提供が確保されるよう介護予防サービス提供事業者との連絡調整その他の便宜を図ります。
(2) 運営方針	<p>①当事業所は、利用者の心身の状況並びに環境等に応じ、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが受けられるよう支援します。</p> <p>②当事業所は、利用者の意思、人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、公平中立にサービスの提供を行います。</p> <p>③当事業所は、市町村、老人介護支援センター、他の介護予防サービス事業所及び介護保険施設等と連絡調整を図りながら効率的な運営に努めます。</p>

3 職員の職種・員数及び職務内容						
(1) 職員の 職種・員数	職種	員数	常勤		非常勤	
			専従	兼務	専従	兼務
	管理者	1人以上		1人以上		
	保健師又は看護師	1人以上		1人以上		
	主任介護支援専門員(管理者兼務)	1人以上		1人以上		
	介護支援専門員	1人以上		1人以上		
	社会福祉士	1人以上		1人以上		

(2) 職務 内容	管理者	事業所の職員及び業務の管理を行います。
	担当職員： 保健師又は看護師 主任介護支援専門員 社会福祉士 介護支援専門員	①介護予防サービス計画の作成 ②介護予防サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、介護予防サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて介護予防サービス計画の変更、介護予防サービス事業者等との連絡調整その他便宜の提供を行います。 ③利用者がその居宅において、日常生活を営むことが困難になったと認める場合または利用者が介護保険施設等への入所または入院を希望する場合には、介護保険施設等への紹介その他の便宜を行います。 ④介護保険施設等から退所又は退院しようとする要支援者等から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、予め介護予防サービス計画の作成等の援助を行います。
(3) 勤務 形態	始業時間/午前8時30分 終業時間/午後5時30分	

4 営業日及び営業時間
月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時30分まで 但し、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始（12月29日～1月3日）を除く日。 ※なお、上記休日や営業時間外の場合の相談も受けることができます。

5 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの事業内容及び利用料	
(1) 事業内容	①介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント事業者、保健医療サービス及び福祉サービス機関との連絡調整 ②要支援認定等の申請 ③利用料の受領 ④保険給付の償還請求のための証明書の交付 ⑤介護予防サービス計画の作成 ⑥介護保険施設等の紹介 ⑦相談業務
(2) 業務委託	原則的に、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに係る介護予防サービス計画の作成支援は当事業所の職員が担当しますが、仙台市地域包括支援センター運営協議会との協議により、適切な運営ができる指定居宅介護支援事業者に業務を委託することができます。委託を行う際には、協議の上委託先の指定居宅介護支援事業者（以下、受託事業者）について別途お知らせいたします。
(3) 利用料	介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントについては、介護保険から給付、または仙台市から支払われますので、利用者の負担はありません。

	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防支援費及び従来型のケアマネジメント費（月額） ： 4, 5 6 3 円 ・初回型のケアマネジメント費（月額・1年に1回のみ算定可） ： 2, 2 8 1 円 ・初回加算（新規に介護予防支援または介護予防ケアマネジメントを実施する場合）： 3, 1 2 6 円 ・委託連携加算（居宅介護支援事業所に委託した際、必要な情報を提供し、介護予防サービス計画作成等に協力した場合）： 3, 1 2 6 円
--	---

6 サービスの利用方法	
(1) サービスの利用開始	<ul style="list-style-type: none"> ①直接又はお電話等でお申し込みください。当事業所の職員がお伺い致します。 ②重要事項等を説明し、契約を締結した後、サービスの提供が開始されます。 ③入院時に担当職員の氏名等を入院先医療機関に提供するよう利用者・家族に依頼します。
(2) サービスの終了	利用者の都合でサービスを終了する場合 文書で申し出ていただければいつでも解約できます。

7 公平中立なケアマネジメント	
<ul style="list-style-type: none"> ① 介護予防サービス計画の作成にあたって利用者から担当職員に対して複数の指定介護予防サービス事業所等の紹介を求める事が出来ます。 ② 利用者から担当職員に対して介護予防サービス計画原案に位置付け指定介護予防サービス事業所等の選定理由の説明を求める事が出来ます。 	

8 守秘義務・個人情報の保護	
<ul style="list-style-type: none"> (1) 事業者並びに受託事業者は、サービス提供をするうえで知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。 (2) 事業者並びに受託事業者は、利用者又はその家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いません。 	

9 事故発生時の対応	
(1) 家族等への連絡	万が一事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な処置を行います。
(2) 事故状況の記録	事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を行うとともに、必要に応じて開示いたします。
(3) 損害賠償	利用者に対し、サービスの提供中に当事業所の責めに帰すべき事由により損害を与えた場合には、事業者の責任の範囲内において賠償を行います。
(4) 事故防止対策	事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

10 苦情受付窓口		
(1)国見ヶ丘地域包括 支援センター	所在地	仙台市青葉区国見ヶ丘七丁目 141 番 9 号
	電話番号	0 2 2 (3 0 3) 3 8 0 5
	FAX 番号	0 2 2 (3 0 3) 3 8 0 3
	利用時間	平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで ※上記の時間以外も相談を受け付けます。
担当者	猪俣 敦子	
(2)宮城県国民健康保険団 体連合会	所在地	仙台市青葉区上杉 1 丁目 2 番 3 号
	電話番号	0 2 2 (2 2 2) 7 7 0 0
	FAX 番号	0 2 2 (2 2 2) 7 2 6 0
(3)仙台市青葉区保健福祉 センター 介護保険課介護保険係	所在地	仙台市青葉区上杉 1 丁目 5 番 1 号
	電話番号	0 2 2 (2 2 5) 7 2 1 1 (代)
(4)仙台市介護事業支援課 ケアマネジメント指導係	所在地	仙台市青葉区国分町 3 丁目 7 - 1
	電話番号	0 2 2 (2 1 4) 8 6 2 6
(5)仙台市地域包括ケア推 進課	所在地	仙台市青葉区国分町 3 丁目 7 - 1
	電話番号	0 2 2 - 2 1 4 - 8 3 1 7
	FAX 番号	0 2 2 - 2 1 4 - 8 9 8 0

令和 年 月 日

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供開始にあたり、利用者等に対して本書に基づいて重要事項を説明しました。

説明者 名称 国見ヶ丘地域包括支援センター
所在地 仙台市青葉区国見ヶ丘七丁目 141 番 9 号
職名
氏名 印

私は、契約書及び本書により、事業者から介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントについての重要事項の説明を受け、サービスの提供開始に同意しました。

利用者 住所
氏名 印

代理人 住所
氏名 印

委託先の指定居宅介護支援事業者 事業所名
所在地
連絡先電話番号